

## 令和元年度農村災害復旧専門技術者の認定の更新手続きについて

## 1 「農村災害復旧専門技術者」認定制度について

近年大規模な自然災害が頻発する傾向にありますが、災害が発生した場合に災害復旧事業を所管する地方公共団体への人的・技術的支援が大きな課題となっています。

この制度は、大規模な自然災害が発生したときに被災した地方公共団体等の災害復旧の体制支援に資することを目的として、農地、農業施設災害復旧事業の実務に精通し、技術的支援を行うことができる人材を全国レベルで認定登録する仕組みを整備したものです。

## 2 認定の更新について

認定の更新には、次のいずれかの要件（認定規定第7条第2項）を満たす必要があります。

- ①「災害復旧技術向上のための講習」を2回以上（初回の受講は現認定証の交付日の属する年度の末日から3年以内、最終回の受講は現認定証の有効期日の2年以内）受講すること（別紙『認定期間・更新について』参照）
- ②認定期間中に専門技術者として地方公共団体等の要請に応じて認定規定第3条第1項1）又は2）の活動を行った者
- ③認定期間中の前期、後期それぞれにおいてテキストを入手し自己学習を行った者

## 3 認定の更新申込に必要な提出書類

- ①農村災害復旧専門技術者の認定更新申請書 - 様式6号
- ②認定期間のうち、前期・後期それぞれの講習受講修了証書の写し

## 4 認定更新書類の提出方法

・認定更新申請者は上記3の書類を各都道府県の事務局に提出して下さい。各都道府県の事務局は、人数分を一括取りまとめて全土連システム開発部に送付して下さい。

・全土連受付は、令和元年12月23日～令和2年2月28日とします。

申込用紙（様式6号）は、全国水土里ネットのホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）からダウンロードしてご利用下さい。インターネットが利用できない環境の方は、下記申込先までお問い合わせ下さい。

## 5 個人情報の取り扱い

認定の更新手続きに際して各都道府県土連等が取得した氏名等の個人情報は、農村災害復旧専門技術者認定制度の目的を達成するため、国、都道府県、土地改良事業団体連合会（全国及び各地方）及びこれらの組織で構成する協議会において同専門技術者認定リストの作成に供するほか、災害派遣を希望する市町村、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会及びこれらの組織で構成する協議会に提供する場合がありますので、その旨を申請者に周知し了承を得て下さい。

## 6 申請書類等送付先・問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4階  
全国水土里ネットシステム開発部 担当 赤倉、木村  
TEL：03-3234-5594（直通）  
FAX：03-3234-5670